

2015年度日中食品安全協力行動計画

2010年5月31日に署名を行った「日中食品安全推進イニシアチブに関する中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局と日本国厚生労働省との覚書」（以下、「覚書」という。）に基づき、中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局と日本国厚生労働省（以下、「双方」という。）は2015年度行動計画を次のとおり策定する。

1. 食品安全情報交換に関する連絡窓口

日本側の連絡窓口は日本国厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室 とし、中国側の連絡窓口は中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局輸出入食品安全局食品安全二処 とする。

（注：個人情報を含む部分については空白としています。）

2. 実務者レベル協議の開催

2015年11月から2016年4月は中国において、2016年5月から2016年10月は日本において、実務者レベル協議を開催する。実務者レベル協議では、本計画3. に示す双方の具体的な関心事項について協議を行う。

3. 解決を促進すべき双方の具体的な関心事項

(1) 中国側の関心事項

- ① 日本向け中国産一部食品に関する検査命令解除の問題
- ② 日本向け中国産冷凍ほうれん草及び冷凍調理ほうれん草における輸入自粛解除の問題
- ③ 中日国際食品品質安全示範モデル区の構築問題
- ④ 中国に登録された水産品企業に関する登録監督管理の強化及び早急な登録企業に対する現地調査の実現に向けた日本側の協力実施

(2) 日本側の関心事項

- ① 中国産落花生のカビ毒（アフラキシン）付着に関する違反の問題
- ② 中国産たまねぎの農薬（ファトキム）に関する残留基準違反の問題
- ③ 中国産ウーロン茶の農薬（フィプロニル）に関する残留基準違反の問題
- ④ 中国産えだまめの農薬（ジフェノコナゾール）に関する残留基準違反の問題
- ⑤ 中国産二枚貝の貝毒汚染及び農薬（プロトリン）に関する残留基準違反の問題
- ⑥ 食品中の放射性物質に係る情報提供
- ⑦ 中国向け輸出水産品生産企業登録の追加など

以上の具体的な関心事項について、円滑な改善推進のため、双方は事前に実務者レベルで協議を行い、必要に応じセミナー開催及び情報交換を行う。

4. 現地調査の実施

上述の具体的な問題の進展状況を確認するため、外交ルートを通じて相手国政府からの同意が得られることを前提に、相手側の関連施設において現地調査を実施する。

5. 行動計画の実施期間

本行動計画は 2015 年 11 月から、覚書に基づいて開催される次回の閣僚級会議までの期間実施される。